

## 【対象事業者の要件】 A：売上確保支援（補助金）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、2021年1月13日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業または不要不急の外出・移動の自粛により、2019年比または2020年比で、2021年の1月～3月または4月の売上が30%以上減少しており、県内に事務所または事業所を有する事業者で次の要件のいずれかを満たす者

（1）2021年1月14日以前に開業しており、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者または大企業

（2）特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等

※ 暴力団、宗教法人、政治団体、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、公共法人、事業を営まない法人格のある自治会等は補助対象事業者に該当しない。